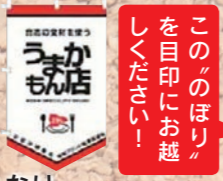


地ブラ事務局が行く!



今回は、弁天山（和菓子）が合志ブランド認証にもなり、すべて手作業で美味しいお菓子を作っている和洋菓子工房の大盛堂を紹介します。

和洋菓子工房 大盛堂



住 合志市須屋 672-16
☎ 344-8124
営 午前9時～午後9時
休 なし



手作りでお菓子を作っています。ぜひ来店ください。

先日、全国技能士会長賞をいただきました。これからも、地元の特産品を使ったお菓子を作ることで、社会に恩返しをしていきたいと思っています。

オススメ商品

弁天山
1個 ¥168
1箱6個入り ¥1,200
生地は合志産のしょうがを使いこしあんを包んだお菓子です。

モロヘイヤカステラ
1個 ¥168
1本 ¥1,050
合志産のモロヘイヤを粉末にして焼き上げたお菓子です。

問い合わせ先 合志市特産品地域ブランド推進協議会（合志庁舎 商工振興課内）
☎242-1270 ホームページアドレス <http://www.kinasse-koshi.jp>

熊本県ハートフルパス制度

～この場所を必要としている人がいます～

ハートフルパス制度とは？

障がいのある人や高齢の人、妊産婦の人など歩行が困難と認められる人に対して、県内共通の「利用証（ハートフルパス）」を交付し、本当に必要な人のための駐車スペースの確保を図る制度です。



※ハートフルパスの看板が設置されている駐車スペースに駐車するためには、このステッカーの表示が必要です。

障がい者用駐車場は、歩行が困難で車の乗り降りのためにドアを全開にしなければならない人のためのスペースです。

不適正な利用をなくし、誰もが楽しく出かけられ、共にいきいきと暮らせる“やさしいまちづくり”を進めていきましょう。



この看板が目印!



一時的に歩行困難な人（妊産婦、けが人）
色：きいろ



障がい者、高齢者、難病の人
色：みどり

問い合わせ先
福祉課 障がい福祉班（西合志庁舎） ☎242-1149
県健康福祉部 健康福祉政策課 福祉のまちづくり室 ☎333-2202

素敵な人生 素敵なパートナー



市男女共同参画推進懇話会委員
今村 豊

「お節料理」は、古くは年中の節日（節句）にしたらえた祝い膳でした。今では保存がきく作り置き正月料理となつていますが、私にとつてはただの「料理」ではありませんでした。

私（戦後引き揚げの大津育ち）の家では、二年の計は元日にあり」として家族全員の一年のありさまを念頭に、仕込み、調理に動き回っていました。食材、機材・用品、道具など、それぞれの具体的な作業の準備と実行は老若男女を問わず全員で分担、実践していました。

寒冷地でしたので、野菜など食材は適当な大きさの塚を掘って保存、掘り出しも大事な仕事でした。薪割り、餅つき、鶏の料理、栗箸作りなどを序奏に、料理や作業を進めていきました。子どもは子どもにできる相応のこと、大人は、男女の隔たりなく得意なこと、できることをしました。

圧巻は、年長者を中心に家族全員による餅つきでした。幼子は丸め、青壮年は杵つきや薪割り、熟年者は釜炊き、水差しなど、躍動感にあふれた非常ににぎやかな協働作業の情景は、70余年の年齢を重ねて、なお居合わせた人の声すら聞こえる鮮明さです。今日、その復活が叫ばれてやまない「失われた絆」の原点があるように思われます。

とりわけ、さまざまな願いが込められたお正月準備「門松・しめ飾り・鏡餅：年神を迎えその年の豊作を祈る」「おとそ：一年間の邪気を払い長寿を願う」「三つさかな：たたきゴボウは豊作、カズノコは子孫繁栄、黒豆は魔除け」「お重箱：おめでたさを重ねる」「煮しめ：クワイは大きな芽が出る、レンコンは遠くが見える、ゴボウは深く根を張る、里芋は小芋がたくさん」「雑煮：菜（名）を持ち上げる（餅あげる）」を中心に、家族や知己、地域や社会で「水魚の交わり」を確かめ深めて、男女共同参画事業の実践と結果を实らせたものです。「百万一心」の心も、まずはわが家から。そして地域、職場へと確かな足取りを進めたいものです。

障がい者の皆さんへ 日常生活用具の給付を行なっています

重度の障がいのある人の日常生活の便宜を図り、福祉の増進に役立つことを目的として、自立生活支援用具などの日常生活用具を給付しています。

主な日常生活用具の種類	
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練いす、訓練用ベッド
自立生活支援用具	入浴補助用具、便器、歩行支援用具（移動・移乗支援用具）、頭部保護帽、特殊便器、自動消火器、電磁調理器、聴覚障がい者屋内信号装置など
在宅療養等支援用具	透析液加温器、ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器、酸素ボンベ運搬車、盲人用体温計（音声式）、盲人用体重計、動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）、人工内耳体外装置
情報・意志疎通支援用具	携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器、人工内耳用電池、点字タイプライター、視覚障がい者用ポータブルレコーダー、視覚障がい者用活字文書読上げ装置、視覚障がい者用拡大読書器、盲人用時計、聴覚障がい者用通信装置、聴覚障がい者用情報受信装置、人工喉頭など
排泄管理支援用具	ストマ装具、紙おむつなど

※購入前に申請が必要です。
※原則として、購入費の1割を利用者が負担することとなります。
※日常生活用具の給付などに際しては、用具ごとに障がい内容や年齢などの対象要件と基準額が定められています。詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ先 福祉課 障がい福祉班（西合志庁舎） ☎242-1149